



東大和市公示第 62 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定において準用する第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月19日

東大和市長 和地 仁美

1 区域及び面積

別紙及び位置図指定のとおり

## 特定生産緑地（東大和市）の解除

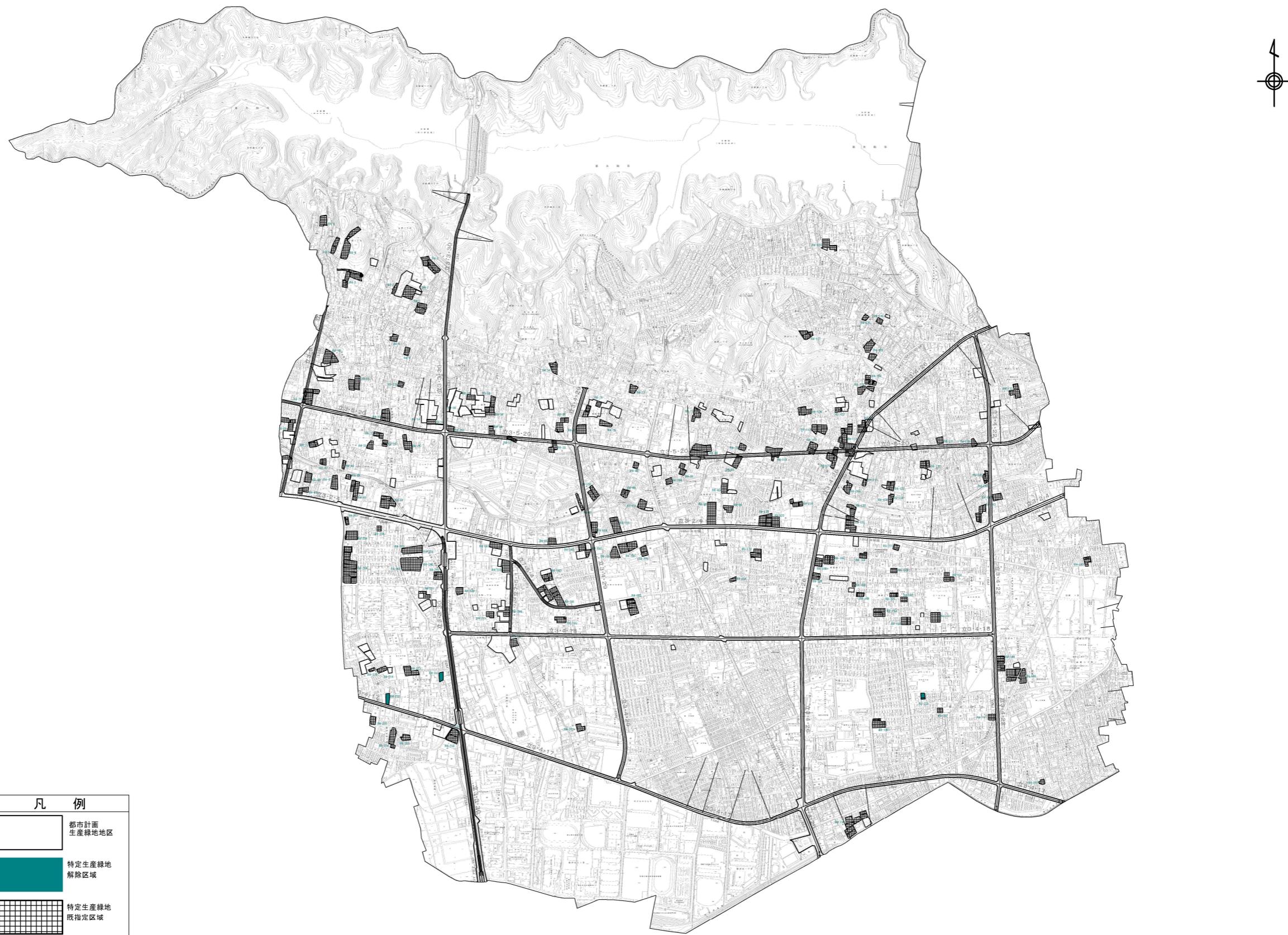
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定において準用する第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

番号	位置	面積
R4-217	東大和市上北台三丁目地内	680 m <sup>2</sup>
R4-222	東大和市上北台三丁目地内	830 m <sup>2</sup>
R5-233	東大和市向原一丁目地内	560 m <sup>2</sup>

「区域は位置図指定のとおり」

# 東大和市

## 東大和市特定生産緑地総括図 (東大和市決定)

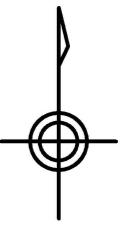


令和7年12月作成

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。」  
「(承認番号) 7都市基交測第237号、MMT利許第07-218号 令和7年11月6日」 「(承認番号) 7都市基街都第81号、令和7年6月4日」

# 特定生産緑地（東大和市）解除図

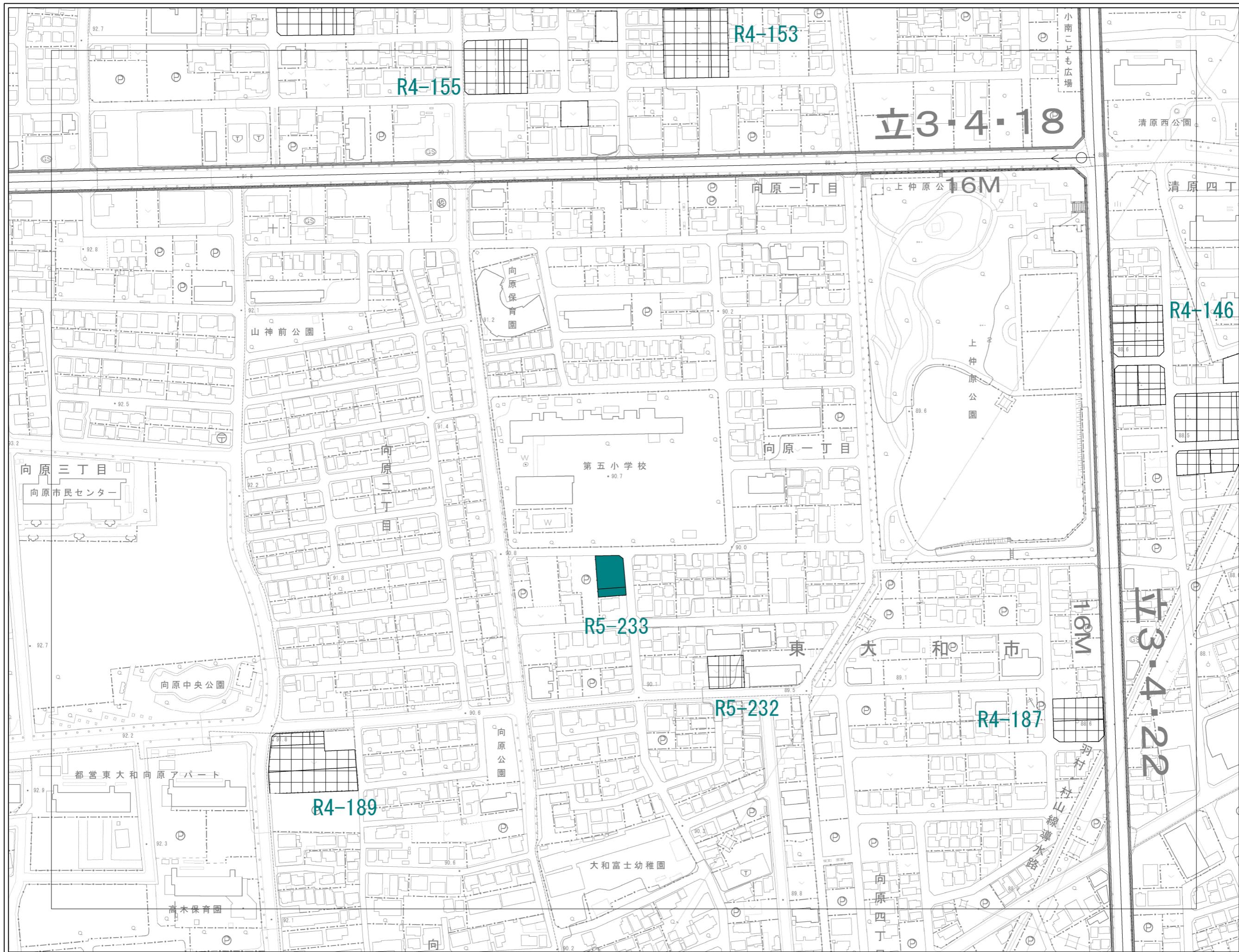
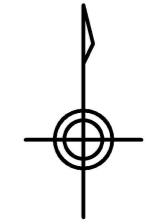
図面番号  
1/2



凡例	
	都市計画 生産緑地地区
	特定生産緑地 解除区域
	特定生産緑地 既指定区域

# 特定生産緑地（東大和市）解除図

図面番号  
2/2



凡例	
□	都市計画 生産緑地地区
■	特定生産緑地 解除区域
▨	特定生産緑地 既指定区域

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

「(承認番号) 7都市基交測第237号、MMT利許第07-218号 令和7年11月6日」 「(承認番号) 7都市基街都第81号 令和7年6月4日」

S=1:2,500

0

100

200m